

		年金担保貸付事業・労災年金貸付事業	恩給・共済年金担保融資制度
事業・制度の実施主体		独立行政法人 福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社 日本政策金融公庫</li> <li>沖縄振興開発金融公庫</li> </ul>
事業・制度の概要	制度趣旨	国民年金，厚生年金保険又は労働者災害補償保険の年金を担保として融資する制度で，返済は借入人の年金を福祉医療機構が直接受け取ることによって行われる。	恩給や共済年金等を担保として融資する制度で，返済は借入人の恩給等を日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫が直接受け取るによって行われる。
	根拠法令	独立行政法人福祉医療機構法（平成14年保率第166号）第3条第2項，第12条第1項第12号及び第13号	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）</li> <li>沖縄県振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第2号</li> </ul>
	融資対象者	次の証書を持ち，現在，その年金の支払いを受けている者 厚生年金保険年金証書，国民年金・厚生年金保険年金証書，船員保険年金証書，労働者災害補償保険年金証書	恩給，共済年金又は災害補償年金の支払いを受けている者
生活保護関係情報の提供の必要性		当該貸付制度では，「生活保護受給中の者」，「当該融資制度を利用中に生活保護を受給し，生活保護廃止後5年を経過しない者」の借入を制限している。 このため，厚生労働省では全国の自治体から被保護者に関する情報を収集・集約して，年金担保貸付事業の審査に用いるための被保護者の一覧（以下，「貸付審査用リスト」という。）を作成し，当該リストを福祉医療機構に貸与している。 保健福祉部生活支援課では，貸付審査用リスト作成のために必要な情報を厚生労働省に提供する。	当該融資制度において共済年金を担保とする場合については，「生活保護受給中の者」，「当該融資制度を利用中に生活保護を受給し，生活保護廃止後5年を経過しない者」の借入を制限している。 このため，厚生労働省では全国の自治体から被保護者に関する情報を収集・集約して，恩給・共済年金担保融資制度の審査に用いるための被保護者の一覧（以下，「貸付審査用リスト」という。）を作成し，当該リストを両公庫に貸与している。 保健福祉部生活支援課では，貸付審査用リスト作成のために必要な情報を厚生労働省に提供する。  ※恩給及び災害補償年金を担保にする場合は，上記のような借入制限はなし。
情報提供の対象者		<b>【当初登録】</b> 生活保護受給者のうち， ①年金担保貸付を受けて現在償還中である者 ②過去に年金担保貸付を受けたことがある者  <b>【更新登録】</b> ①生活保護受給中に年金担保貸付を受けた者 ②年金担保貸付を受けたことによって新たに保護受給に至った者 ③貸付審査リストに登録された者のうち，生活保護を廃止された者	<b>【当初登録】</b> 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者（過去に恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者（ケース記録票等で確認できる場合に限る。））  <b>【更新登録】</b> ①生活保護が開始された者で，恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者 ②貸付審査リストに登録されている者で，生活保護が廃止された者
情報の提供方法		紙媒体を厚生労働省に送付 ※書式は別添1を参照	パスワードを付した電子メールを厚生労働省に送信 ※書式は別添2を参照
情報提供の頻度		更新登録該当する事由が発生する都度（提供は1ヶ月分をまとめて翌月15日までに送付）	